

奨学金

1. 学校法人 大阪学院大学 白井奨学生制度

学校法人大阪学院大学は、創立者 白井種雄先生の遺志を継承し、学業、スポーツ、社会・文化活動において優秀な成績や活動成果を収め、本学の模範学生として将来様々な分野において活躍できる人材育成を目的としています。この制度の運用は、この規程の定めるところにより学費減免で行います。

募集の詳細については、掲示板等で連絡します。

(1) 募集時期

11月～12月（年1回）

(2) 募集分野

* 学業分野

* 社会・文化活動分野

(3) 提出書類

* 申請書

* 成績証明書

* 健康診断受診証明書 etc.

(4) 学費減免（入学金および諸会費を除く）の種類および減免額

第1種：年間学費相当額

第2種：年間学費7割相当額

第3種：年間学費半額相当額

第4種：年間学費3割相当額

第5種：年間学費2割相当額

第6種：年間学費1割相当額

(5) 出願資格

学業成績・人物ともに極めて優秀であり、健康にして将来有為な人材となる見込のある学生（ただし、修了年次生を除く）。

(6) 選考方法

書類審査・面接 等

2. 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

この制度は、独立行政法人 日本学生支援機構法にもとづき政府拠出資金と奨学生からの返還金で運営されています。その目的は、優秀な学生で経済的理由のため就学困難な者に学資を貸与し、教育の機会均等を図るものです。

(1) 募集時期

定期採用…4月（原則として、1年次生を対象）

詳細については、オリエンテーションで説明します。またそれ以外に募集があれば、その都度掲示等にて連絡します。

緊急採用 [第一種奨学金]・応急採用 [第二種奨学金]

…過去おおむね1年以内に家計支持者（本人。配偶者があるときは本人及びその配偶者）等の失職・破産・事故・病気もしくは死亡等または火災・風水害等の災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合、随時大学院教務事務室で出願を受け付けます。

(2) 提出書類

- * スカラネット入力下書き用紙
- * 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
- * 収入に関する証明書類
- * 収入計算書
- * 最終成績証明書
- * その他必要と認める証明書類および書類等

(3) 奨学金の種類と貸与金額

第一種奨学金：無利子

修士課程 50,000円・88,000円から選択

博士課程 80,000円・122,000円から選択

第二種奨学金：年3%を上限とした有利子

50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択

(4) その他

人物・健康・学力・家計が選考の基準となっています。

在学猶予願・在学届

入学前に在学していた学校において日本学生支援機構の奨学生であった人は、手続きをすれば大学院在学中は返還が猶予されます。スカラネットパーソナルを通じて「在学猶予願」を提出するか、「在学届（日本学生支援機構ホームページよりダウンロード可能）」を入学年4月末日までに大学院教務事務室へ提出してください。

特に優れた業績をあげた大学院生を対象とした貸与期間終了時の返還免除制度について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全額または一部の返還が免除される制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献を含め評価されます。

機構による免除者の認定は、本学が推薦した学生（以下、「返還免除候補者」という。）について、その専攻分野に関する論文その他文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

本学では、返還免除候補者の選考にあたり、以下のとおり基準を設けています。この基準に定める要件の内、原則として3項目以上に該当し、かつ指導教員の推薦がある者について学内で選考を行い、機構に推薦します。

詳細は、大学院教務事務室まで問い合わせてください。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考基準

以下の要件の内、該当する項目がより多い者を優先的に選考する。

No.	要件	活動等の別*		奨学規程第 47 条第 2 項に定める業績の種類
		学内	学外	
1	学位論文その他の研究論文（以下「論文」という。）が、特に優秀であると当該研究科により認められる。	○		学位論文その他の研究論文
2	論文が、国内外の主要な学術雑誌に掲載される。		○	
3	論文に関連した研究内容を国内外の主要な学会において発表し、高い評価を受ける。		○	
4	論文について、国内外の主要な学術団体により表彰される。		○	
5	課題研究が、特に優秀であると当該研究科により認められる。	○		大学院設置基準第 16 条第 2 項に定める特定の課題についての研究の成果
6	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物（論文ならびに課題研究を除く）が、社会的に高い評価を受ける。		○	著書、データベースその他の著作物（前二号に掲げるものを除く。）
7	特許・実用新案等（以下「特許等」という。）が優れた発明・発見として高い評価を受ける。		○	発明
8	特許等が本学のシステム等として実用化される。	○		
9	課程修了時における全科目の成績評価が「優」である。	○		授業科目の成績
10	本学において、研究または教育（以下「研究等」という。）に係る補助業務に従事し、特に優れた業績を挙げたと当該研究科により認められる。	○		研究又は教育に係る補助業務の実績
11	学外において、研究等に係る補助業務に従事し、特に優れた業績を挙げたと当該研究科により認められる。		○	
12	専攻分野に関連した国内外における音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等で高い評価を受ける。		○	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
13	専攻分野に関連した国内外におけるスポーツの主要な競技会等で優れた結果を収める。		○	スポーツの競技会における成績
14	本学において、専攻分野に関連した組織的なボランティア活動等（以下「専攻分野ボランティア等」という。）に従事し、その実績が当該研究科により高い評価を受ける。	○		ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
15	学外において、専攻分野ボランティア等に従事し、その実績が当該研究科により高い評価を受ける。		○	

*学内：奨学規程第 47 条第 2 項に定める「大学院における教育研究活動等に関する業績」

学外：同「専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績」

「授業料後払い制度」制度

2024 年秋から、「授業料後払い」制度が開始される予定です。2024 年度に「授業料後払い」制度に申し込むことができるのは、次のいずれかに該当する方のみです。

(ア) 2024 年度春の大学院修士課程入学者で、令和 5 年度までに、大学学部等で「就学支援新制度」を利用したことがあり、学部等卒業後に就労等を経ずに大学院に進学した方

(イ) 2024 年度秋以降の大学院修士課程入学者

【制度の概要】

「授業料後払い」制度は、制度を利用する大学院修士課程等在学者について、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得に応じて後払いすることを目的とする仕組みです。

詳細は、大学院教務事務室まで問い合わせてください。

3. その他の奨学金

地方自治体および民間育英団体が実施している奨学金の募集は、その都度掲示板等で連絡します。

4. 国の教育ローン

奨学金を利用できなかった場合には、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」をお勧めします。大学院への入学や在学するために必要となる次の資金について融資を申し込むことが出来ます。

使いみち

- ・学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）
- ・受験費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）
- ・アパート・マンションの敷金・家賃など
- ・教科書代、学習用品費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など

融資額

- ・学生1人につき350万円以内

返済期間

- ・15年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方は18年以内）

元金据置期間

- ・在学期間内
(元金据置き期間は返済期間に含まれます。)

保証

- ・(公財)教育資金融資保証基金

詳細については、下記ホームページを参照してください。

日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

教育ローンコールセンター 0570-008656

5. 提携教育ローン「学費サポートプラン」

「学費サポートプラン」は、下記サイトをご覧ください。

<https://www.osaka-gu.ac.jp/support/expense/support.html>